

（目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人やまがた産業支援機構（以下「機構」という。）が、本県地域経済の持続的かつ自立的な発展を図るため、山形県内の中小企業等が実施する競争力強化につながる新製品・新たな技術等の研究開発や新規市場の創出又は新事業展開を図る研究開発、公設試験研究機関又は大学等と連携した共同研究等の取組みに対し、予算の範囲内において、やまがた産業技術振興基金による助成金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象事業、経費等）

第2条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）、助成対象者、助成率、助成金上限額は、別表1のとおりとする。ただし、様式第1号の記3の各号のいずれかに該当する者が行う事業については、助成金の交付対象としない。

2 助成対象事業を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、次の書類を機構に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 助成事業実施スケジュール（様式第2号）
- (3) 助成事業者の概要（様式第3号）
- (4) 経営状況表（様式第4号）
- (5) その他機構が必要と認める書類

（審査及び交付決定）

第4条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、助成金交付事業審査委員会に諮り、その審査の結果を総合的に勘案して助成金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（助成対象期間）

第5条 助成対象期間は、原則として、前条の交付の決定のあった日から、令和9年8月31日までとする。

（申請の取下げ）

第6条 交付申請者は、第4条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に機構に書面をもって申し出なければならない。

(計画変更の申請等)

第7条 第4条第1項に基づく交付決定の通知を受け、かつ前条に基づく申請の取下げを行わなかった者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定を受けた事業計画について、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画変更承認申請書（様式第5号。以下「変更承認申請書」という。）を提出し、機構の承認を受けなければならない。

- (1) 別表2に掲げる助成対象経費の経費区分ごとの配分の変更（助成対象経費総額の2割を超える減少）をしようとするとき。
- (2) 助成対象事業の内容の変更（助成対象事業の遂行に影響しない程度の事業計画の細部の変更を除く。）をしようとするとき。

2 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第5条に定める期間を超えて延長する必要があるときは、変更承認申請書を提出し、機構の承認を受けなければならない。ただし、延長期間は機構が別に定める期間とする。

- (1) 大雨、台風などの異常気象により自然災害が生じ、助成事業期間内に事業を完了することができずと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難となったとき。
- (2) 前号のほか、機構が必要と判断したとき。

3 機構は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ助成金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(助成対象事業の中止等)

第8条 助成事業者は、助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（様式第6号）を提出し、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 助成事業者は、令和9年3月31日現在の助成対象事業の遂行及び収支の状況について、令和9年4月30日までに、次の書類により機構に報告しなければならない。

- (1) 状況報告書（様式第7号）
- (2) その他機構が必要と認める書類

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成対象事業の完了（第8条の規定による中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から起算して30日を経過した日、又は令和9年9月18日のいずれか早い日までに、次の書類により事業の実績を機構に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第8号）
- (2) その他機構が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 機構は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて助成対象事業の実施された場所における現地調査等を行ったうえで、助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第12条 前条により助成金の額を確定した場合、機構は、助成事業者からの請求（様式第9号）により、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の経理等)

第13条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、令和14年3月31日まで保存しなければならない。

(知的財産の帰属)

第14条 助成対象事業を実施したことにより発生した知的財産権は、助成事業者に帰属する。

(交付決定の取消し等)

第15条 機構は、第8条の規定による助成対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成事業者が、様式第1号の記3の各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 助成事業者が、助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成事業者が、交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、助成対象事業について、第11条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第16条 機構は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項に基づく助成金の返還について、返還期限は当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産の管理)

第17条 助成事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第10号）を備え管理しなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等があるときは、第10条に定める実績報告書に前項に定める取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供すること（以下「処分」という。）を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（税抜き）の機械、器具、備品及びその他財産とする。

2 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とする。

- 3 助成事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産等を処分するときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第11号）を機構に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 機構は、助成事業者が前項の処分をすることにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがある。

（事業化等状況報告）

第19条 助成事業者は、助成対象事業の完了した日から令和12年3月31日までの間、毎年3月31日現在の当該事業に係る事業化等の状況について、同年5月31日までに事業化等状況報告書（様式第12号）により機構に報告しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第20条 助成事業者は、助成対象事業に基づき、発明、考案等に関して産業財産権等を第4条第1項の交付決定のあった日から令和12年3月31日までの間に出願又は取得した場合には、遅滞なく、産業財産権等取得等報告書（様式第13号）を機構に届け出なければならない。

（調査協力）

第21条 助成事業者は、助成対象事業の実施中又は完了後において、機構が当該事業の適正な執行及びその成果の検証のために必要な調査を実施しようとするときは、その調査に協力しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行し、令和8年度に交付決定を受ける助成金に適用する。

別表 1 (助成対象事業等)

助成対象事業	助成対象者	助成率	助成金 上限額
山形県内の事務所・事業所において、競争力強化につながる新製品・新たな技術等の研究開発や新規市場の創出又は新事業展開を図る研究開発、公設試験研究機関又は大学等と連携した共同研究等に取り組む事業 ※バイオ・ヘルスケア製品の研究開発は、助成対象経費（税抜）が400万円を超えるものが対象。	山形県内の事務所・事業所において、左記の事業に取り組む中小企業者、及び中小企業者を含むグループ	1/2以内	5,000千円

(注) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 2 (助成対象経費)

経費区分	経費の内容
謝金	講師、外部専門家等への謝金及び技術指導受入費
旅費	従業員や講師、外部専門家等への旅費
物品費	機械装置・工具器具費、原材料・消耗品費、資料購入費
事業費	外注・委託費※、試験・分析費、共同研究等費、技術動向調査費、印刷製本費、通信運搬費、広報宣伝費、会場設営運営費、翻訳費、産業財産権導入費、機器借上費 ※ 外注・委託費の額は、助成対象経費総額の1/2以内とする。

(注) 租税の額は、助成対象経費に含めない。